

附属部材をもちいた開口部の熱貫流率の補正について

- 断熱性の基準適用に際しては、雨戸、シャッター、障子が建築的に設置されて非密閉空気層が付与される場合、この効果を用いて熱貫流率を補正することができます(8 地域を除く)。

- $U = 0.5U_d + 0.5U_{d,r}$

- $U_{d,r} = 1 / (1/U_d + \Delta R)$

U：附属部材をもつ開口部の熱貫流率 (W/(m²K))

U_d：附属部材を除いた開口部の熱貫流率 (W/(m²K))

U_{d,r}：附属部材の熱抵抗の効果を加味して補正した開口部の熱貫流率 (W/(m²K))

ΔR：附属部材の熱抵抗として次表に定める数値

| 付属品の種類等 | 熱抵抗 ΔR |
|----------------|--------|
| シャッターもしくは雨戸 | 0.10 |
| 障子 | 0.18 |
| 熱的境界の外部に存する風除室 | 0.10 |

- この補正は、以下の場合に用いることができます。
 - ・評価基準(1)のいずれかについて外皮平均熱貫流率の計算によって基準適合を確認する場合
 - ・認定基準(1)断熱等性能等級 4 への適用に際して計算又は仕様基準により基準適合を確認する場合

(注 1) 評価基準(2)の改修タイプ適用にあたっては、この補正を行うことはできません。

(注 2) 日射遮蔽措置については、外付けブラインドと紙障子以外の附属部材の補正は認められません。